

令和8年度

未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定病院で入院治療を行った場合に、郡山市が医療費の一部を負担します。

■ 対象となる方は

郡山市内に住所（住民票）がある1歳未満で、指定病院の医師がこの制度を必要と認めた赤ちゃんです。

■ 申請に必要な書類

- ① 養育医療給付申請書（申請者は、対象児の保険者証の被保険者になります。）
- ② 世帯調書（世帯員の個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。）
- ③ 養育医療意見書（担当医師が記入します。）
- ④ 対象児の健康保険の加入がわかるもの
- ⑤ 扶養義務者の市町村民税額を証明するもの

令和8年4月～6月中に申請する場合 ⇒ 令和7年度の課税証明書

令和8年7月～令和9年3月中に申請する場合 ⇒ 令和8年度の課税証明書

ただし、税情報の取得に同意いただける場合、「同意書」を記入いただければ、⑤の提出を省略できます。

- ⑥ 申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
 - ⑦ 申請者の身分証明書（運転免許証等）
- ※ ①～③については、郡山市のウェブサイトからダウンロードできます。

■ 申請後は

申請から約2週間ほどでご自宅に「養育医療券」を送付しますので、病院受診時に会計窓口に提示してください。

なお、治療を受けている医療機関へも、養育医療券の写しを送付します。

■ 医療費の支払いについて

医療費の自己負担額が発生しても、郡山市こども医療費助成金により納入しますので、お支払いは必要ありません。

ただし、おむつ代、差額ベッド代等は保険適用外のため、自己負担となります。

《 申請・問合せ先 》

ニコニコこども館（郡山市こども総合支援センター）

郡山市 こども家庭課 母子保健係

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

TEL 024-924-3691

